

# I 報 告

## 第 1 神戸市火災予防条例及び神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例（第 84 号議案、環境局所管分）

### 1. 改正内容

工業標準化法が産業標準化法に改正されたことに伴い、神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例における法律の引用部分を改定する必要があるため、同条例第 9 条第 1 号中の「工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項に規定する日本工業規格」を「産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項に規定する日本産業規格」に改める。

### 2. 施行期日

公布の日から施行する。

## 第84号議案

神戸市火災予防条例及び神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保  
のための自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市火災予防条例及び神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のた  
めの自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市火災予防条例及び神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保  
のための自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例

(市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関す  
る条例の一部改正)

第2条 神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行  
等に関する条例(平成14年4月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規  
定する日本工業規格」を「産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1  
項に規定する日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

工業標準化法(昭和24年法律第185号)の改正等に伴い、条例を改正する必要  
があるため。

(参考)

神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行  
等に関する条例 ぬきがき

(現 行)

(粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用の  
禁止)

第9条 自動車の保有者(自動車損害賠償保障  
法(昭和30年法律第97号)第2条第3項に規  
定する保有者をいう。以下同じ。)及び運転者  
(他人のために自動車の運転に従事する者を  
いう。以下同じ。)は、自動車の運行に伴って  
生ずる排出ガスに含まれる粒子状物質又は窒  
素酸化物の量を増大させる燃料であって次の  
各号のいずれかに該当するものを自動車の燃  
料として使用してはならない。

(1) 重油(工業標準化法(昭和24年法律第185  
号)第17条第1項に規定する日本工業規格に  
適合する重油をいう。次号において同じ。)

(2), (3) 略

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

産業標準化法(昭和24年法律第185  
号)第20条第1項に規定する日本産業規格